

那須烏山市版事業復活支援金（令和3年11月～令和4年3月分）Q&A

Ver20220613

Q1 那須烏山市版事業復活支援金（令和3年11月～令和4年3月分）（以下、「市版復活支援金」という。）の目的を教えてください。

A1 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約の影響により経営状況が悪化し、困窮している事業者を支援するために、市が独自に設けた制度です。

Q2 どういった業種が市版復活支援金の対象になりますか。

A2 国の復活支援金同様、特に業種での制限はありません。新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約の影響を受け（※詳細はQ3参照のこと）、自らの事業判断によらず（※詳細はQ4参照のこと）、売上減少率が20%以上となった事業者であれば、どのような業種でも対象となります。

Q3 市版復活支援金支給の対象となる「需要の減少による影響」「供給の制約による影響」とは、具体的にどういった影響のことを言いますか。

A3 国の復活支援金と同様に、次のような影響を想定しています。

【ア．需要の減少による影響】

- ①国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少
- ②国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少
- ③消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの個人需要の減少
- ④海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要の減少
- ⑤コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少に伴う、自らの財・サービスの個人消費機会の減少
- ⑥顧客・取引先が①～⑤又は⑦～⑨のいずれかの影響を受けたことに伴う、自らの財・サービスへの発注の減少（※顧客・取引先には他社を介在した間接的な顧客・取引先を含む）

【イ．供給の制約による影響】

- ⑦コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達難
- ⑧国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約
- ⑨国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な就業者の就業制約

Q4 自らの事業判断により売上が減少した場合は、市版復活支援金の支給の対象にならない、とのことですが「自らの事業判断」とは、どういった意味ですか。また、その他、市版復活支援金の支給の対象とならない売上の減少はどういったものが想定されますか。

A 4 「自らの事業判断」とは、例えば「要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮」「商材の変更」等が挙げられます。これらを要因として売上が減少した場合は、市版復活支援金の支給の対象になりません。その他、次のような場合も、対象月の売上が20%以上減少していたとしても、市版復活支援金の支給の対象になりません。今回の制度は、あくまでコロナウイルス感染症によりQ3のような影響を受け、売上が減少している事業者を支援するためのものです。

- ①たまたま過去に臨時で大きな取引があり、その臨時の取引の売上があった月を基準月にする
ことで、対象月の売上が減少しているように見える場合
- ②実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常売上を得られない時期（事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など）
を対象月とすることにより、売上が減少しているように見える場合
- ③「売上計上基準の変更」や「顧客との取引時期の調整」により売上が減少している場合

Q 5 売上減少率算出の基礎数値となる売上とは何のことですか。

A 5 確定申告書類において事業収入として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。また、不動産収入や給与収入、雑所得等は含みません（ただし、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入であって、雑所得・給与所得として計上されているものを主たる収入として得ている方、いわゆるフリーランスの方は、市版復活支援金の対象となる場合があります。詳細はお問合せください。）。

Q 6 我が社は、税抜処理を選択し消費税を経理しているため、確定申告書類上の売上には消費税が含まれない額が計上されています。しかし、消費税の経理は数か月分をまとめて税理士にお願いしているため、2022年(令和4年)1月～3月の売上について今のところ消費税が含まれた値でしか把握しておりません。税込の値を記入してよろしいですか。

A 6 2021年(令和3年)11月～2022年(令和4年)3月の売上は、原則として確定申告の際と同じ方法で計上していただくこととなります。従来、税抜処理を選択している場合は税抜で、税込処理をしている場合は税込で対象月の売上を算定していただくこととなります。なお、対象月を含む期間の決算を既に了しており、確定申告書類が作成されている場合（青色申告の個人事業者であれば、対象月を2021年(令和3年)11月～12月にした場合）は、対象月についても実際の確定申告書類の値を用いてください。

Q 7 2021年(令和3年)11月～2022年(令和4年)3月に売上減少率が30%以上の月があり、既に国の復活支援金の支給を受けていますが、市版復活支援金の支給を受けることはできますか。

A 7 今回は、国の支援と重複して市の支援を受けることができます。具体的には、売上減少率30%以上の月があり、既に国の復活支援金の支給を受けている場合は、これに上乗せして市版復活支援金を支給します。なお、この場合、国の復活支援金の支給決定を受けていることを証明する書類を提出すれば、手続きが簡単になります。

Q 8 通常は夜間も営業する飲食店を営営していますが、2022年(令和4年)1月からのまん延防

止等重点措置の際に、栃木県の要請を受け営業時間の短縮を実施したため、売上減少率が20%を超えました。市版復活支援金の支給を受けることができますか。

A8 申し訳ありませんが、栃木県の営業時間短縮の要請の対象となっていた事業者については、市版復活支援金を重複して支給することはできません。これらの事業者は、事業規模にもよりますが基本的には売上が減少した事業者向けの支援策である国の復活支援金や市版復活支援金より支給額の大きい営業時間短縮協力金の支給の対象になっていると考えられ、また、市版復活支援金は定額制としていることも考慮し、市版復活支援金においては、国の復活支援金と異なる取扱としているところです。なお、営業時間短縮協力金の制度の趣旨を踏まえ、時短要請の対象となった事業者については、例え協力金の支給を受けていない場合であっても、市版復活支援金の支給対象としておりませんので、ご注意ください。

Q9 2022年(令和4年)2月の売上減少率が30%以上で、かつ、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う需要の減少の影響を受けているなどの他の要件も満たしているため、おそらく国の復活支援金の対象となっていたものと思われませんが、手続きが面倒だったため申請しませんでした。市版復活支援金の支給を受けることはできませんか。

A9 商工会に加入していただければ、市版復活支援金の支給を受けることができます。市としては、受けられる国や県の支援は受けていただくことを前提に、それでもなお支援が行き届いていないと思われる事業者に向けて市独自の支援策を展開することを基本的な考え方としております。従って、お尋ねのように、国の復活支援金受給の可能性があったにも関わらず申請しなかった事業者については、制度の案内や申請手続きなどの支援を行う商工会に加入していただくことで、今後同様の支援策があった際は、商工会の支援を受け、漏れなく申請していただきたい、と考えているところですのでご理解ください(市では市内の中小法人、個人事業者等の商工会加入を推奨しています)。

Q10 2021年(令和3年)11月~2022年(令和4年)2月の売上は例年並みでしたが、2022年(令和4年)3月の売上減少率が35%だったため、国の復活支援金を5月末に申請しました。しかし、まだ支援金は支給されていません。支給されるのを待っているのは市版復活支援金の申請に間に合わなくなってしまうのではないかと、心配です。

A10 売上減少率が30%以上で国の復活支援金に申請したものの交付決定を受けていない事業者は、「国の復活支援金の支給決定を受けていない場合」として、申請してください。この場合、売上等計算書や確定申告書などの、売上減少率を算定する書類に加え、「商工会に加入していることが確認できる書類」の提出が必要になりますが、商工会未加入の事業者においては、これに代えて、「国の復活支援金を申請したことが確認できる書類」として国の復活支援金のマイページの画面印刷(登録情報(申請ID、電話番号等)、申請ステータスが確認できるもの。※本人確認のため、記載された電話番号に架電することがあります)を提出することができます。

Q11 2021年(令和3年)11月と2022年(令和4年)2月で売上減少率が20%以上となりました。市版復活支援金は2箇月分もらえますか。

A11 市版復活支援金の支給を受けることができるのは1事業者につき1回だけです。売上減少率が20%以上である月が複数あっても、市版復活支援金は1回分しか支給されません。

Q12 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約の影響もあり、近々事業をたたむ予定ですが、せっかくなので市版復活支援金をもらってからやめようかと思っています。問題ありませんか。

A12 市版復活支援金は、事業の継続及び立て直しをする意思がない事業者には支給できません。申請者には事業の継続及び立て直しをする意思があることについて、誓約書で誓約していただくこととなります。

Q13 複数の店舗や部門があります。切り分けて申請することはできますか。

A13 申請は、法人又は個人事業者単位で認められるため、店舗や部門などが個々に申請することはできません。

Q14 市外に法人登記していますが、市内に事業所を保有しています。この場合、市版復活支援金の対象になりますか。

A14 今回の制度は、那須烏山市内に登記上の本社、本店などの主たる事業所を置いていることが、支給要件となっておりますので、市外に法人登記している場合は対象になりません。

Q15 個人事業主で事業所（店舗）は市内にあるが、住民登録は市外です。この場合、市版復活支援金の対象になりますか。

A15 今回の制度は、個人事業主の場合、事業所（店舗）の所在地に加えて、住民登録も市内にあることが支給要件となっておりますので、市外に住民登録している場合は対象になりません。

Q16 飲食業に併せて兼業で農業を行っています。市版復活支援金の対象になりますか。

A16 今回の制度は、主に商工業者のための支援策です。商工業（お尋ねの場合は飲食業）に係る事業収入が主たる収入である場合は対象となりますが、農業に係る収入が主たる収入である場合は対象になりません。なお、商工業に係る収入が主たる収入である場合であっても、売上には農業に係る事業収入も合算することになりますのでご注意ください。

Q17 以前からコロナ禍の影響により売上を減少させているため、2020年(令和2年)に持続化給付金の支給を受けており、これについては2020年(令和2年)分の確定申告の際に、課税の対象となる売上として整理したところですが、市版復活支援金の申請に際し、この持続化給付金の受給額を含めて売上減少率を算定してよろしいでしょうか。

A17 持続化給付金に代表されるような新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体が支給する給付金、補助金、助成金、協力金等の額は、市版復活支援金の申請に際して、売上を含めず減少率を算定します。売上等計算書（別記様式第2号）の「売上」欄に入力した値に、新型コロナウイルス感染症対策として国等から受給した支援金等の額が含まれている場合は、その直下の「コロナ関連支援金等」欄にその額（白色申告等のため、平均値により基準月の売上を算定する場合にあっては、その年中に受給した支援金等の額の合計額を12で割った額）を入力し、減少率算定の基準となる額から減じることとなります。

売上から除くことになる支援金等の例は次のとおりです（ここに例示していないものであっても、新型コロナウイルス感染症対策として国や地方公共団から受給した支援金等は、すべて同様の取扱いになります）。

- ・国…持続化給付金、一時支援金、月次支援金、事業復活支援金、家賃支援給付金、雇用調整助成金
- ・県…感染拡大防止協力金、地域企業事業継続支援金
- ・市…感染拡大防止協力金、事業継続応援金（持続化給付金横出支援）、雇用調整助成金等活用促進交付金、感染防止対策取組支援金、特定事業一時支援金（一時支援金横出支援）、市版事業継続支援金（月次支援金横出支援）

Q18 フリーランスでも市版復活支援金の対象になりますか。

A18 確定申告を行っており、住民登録が那須烏山市内であることが要件となりますが、対象となります。

Q19 「事業所の所在地や事業内容等が確認できる書類」としてリーフレットで例示された書類が手元に見当たりません。リーフレットに示されたもの以外ではどのような書類であれば認められますか。

A19 「代表者等の名刺」「HPを印刷したもの」「領収書の控」「シグネチャ（署名）のついた取引に係るメールを印刷したもの」などが考えられます。また、確定申告書類（「所得税確定申告書B第一表」又は「法人事業概況説明書」）が漏れなく記載されていれば、別途書類を提出しなくても済む場合もあります。要は、提出書類の組み合わせで「事業所の所在地」と「事業内容」と個人の場合は加えて「屋号」が確認できれば大丈夫です。ただし、事業開業後間もないため確定申告書類の提出ができない事業者については、事業の実態を確認する意味も含め、法人の場合は「登記事項証明書の写」、個人の場合は「開業届の写」又は「営業許可書の写」を必ず提出してください。

Q20 確定申告は行ったのですが、税務署の受付日付印のある確定申告書の控が手元にありません。どうすればよいですか。

A20 国の復活支援金と違い、市版復活支援金は税務署の受付日付印がない確定申告書でも受け付けます。例えば、市役所で確定申告を行った方であれば、その時にもらった控の写で結構です。また、国税庁のHPで申告書を作成した方であれば、保存されたデータを印刷したのも結構です。なお、提出された確定申告書が原本と同じ内容であることを誓約書で誓約いただくとともに、必要に応じて市役所税務課の課税情報と突合させていただくことがございますのでご承知おきください。

Q21 確定申告の義務がないため、市民税の申告を行いました。しかし、市民税申告書の控が手元にありません。どうすればよいですか。

A21 市役所烏山庁舎1階税務課の窓口に行ってください、市民税申告書類の控（収支内訳書を含む）の提供を受けてください（無料で提供を受けられます）。その際、運転免許証等の本人確認書類等が必要ですのでご注意ください。

Q22 事業収入に係る申告をしておりませんが、対象になりますか。

A22 今回の制度では、確定申告や市民税の申告をしていただかないと売上減少率を計算することができません。ただし、開業後間もない方で、確定申告（又は市民税申告）を未だ一度も行っていない方については、他の要件を満たせば申告書がなくても対象にできる場合があります。この場合、事業の実態を確認するため、法人の場合は「登記事項証明書の写」、個人の場合は「開業届の写」又は「営業許可書の写」を必ず提出していただくこととなります。

Q23 市版復活支援金は課税の対象となりますか。

A23 市版復活支援金は、厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援するため、使途に制約のない資金を支給するもので、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。

Q24 リーフレットの「6. その他」に記載された「特殊な事情を抱える事業者」とは、具体的にはどのような事業者を指しますか。

A24 国の復活支援金では、次のようなケースを想定しております。これらのケースに当てはまる場合は、基本的には国の復活支援金における定めに基づき、支給の是非等について個別に判断することになりますのでご相談ください。

①フリーランス特例

- ・雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入であって、雑所得・給与所得として計上されているものを主たる収入として得ているいわゆるフリーランスの方
→・業務委託契約等に基づく収入であることを立証することで、雑所得・給与所得を売上とみなすことができる場合がある。

②2019年(平成31年・令和元年)・2020年(令和2年) 新規開業者特例

- ・2019年(平成31年)1月から2020年(令和2年)12月までの間に開業した事業者で対象月を11月又は12月にする場合
→・売上減少率を次の計算式で算定することができる。

$$(1 - \text{対象月の売上} \div \text{開業した年の月平均の売上}) \times 100$$

③2021年(令和3年) 新規開業者特例

- ・2021年(令和3年)1月から10月までの間に開業した事業者
→・売上減少率を次の計算式で算定することができる。

$$(1 - \text{対象月の売上} \div \text{開業月から10月までの月平均の売上}) \times 100$$

④その他の特例

- ・その他「売上を比較する2つの月の間に合併した法人」「連結納税を行っている法人」「売上を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた個人事業主」「2018年(平成30年)又は2019年(平成31年・令和元年)に罹災した事業者」「売上を比較する2つの月の間に個人事業主から法人化した」「NPO法人・公益法人等」に当てはまる場合、国が復活支援金の支給に際し定めた特例を市版復活支援金においても適用できることがありますので、お問合せください。